

# 一般財団法人教育支援グローバル基金 定 款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人は、一般財団法人教育支援グローバル基金と称する。

### 第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

当法人は、青少年を対象とした教育支援事業の実施を目的とする。

### 第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 青少年を対象とした奨学金支給事業
- 二 青少年を対象としたリーダーシップ啓発事業
- 三 教育支援に関する広報活動
- 四 教育支援に関する調査・政策提言活動
- 五 前条の目的に関する事業に対する助成
- 六 その他、前各号に関連する事業

上記事業は、日本全国および海外において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### 第5条（基本財産）

この法人の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め評議員会の特別決議を経るものとする。

### 第6条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第7条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間、又、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### 第4章 評議員

#### 第8条（評議員）

この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

#### 第9条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。

- 一 この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと。
- 二 過去に前号に規定する者となったことがないこと。但し特別な事情があり理事会決議をもって認められる場合を除く。
- 三 前2号に規定する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）でないこと。但し特別な事情があり理事会決議をもって認められる場合を除く。

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項の他、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 一 当該候補者の経歴・この法人の事業への共鳴と知見
- 二 当該候補者を候補者とした理由
- 三 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- 四 当該候補者の兼職状況

- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、且つ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - 一 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - 二 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - 三 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

#### 第10条（任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### 第11条（評議員に対する報酬）

評議員に対して、1日当たり一万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給することが出来る。

### 第5章 評議員会

#### 第12条（構成）

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### 第13条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 計算書類等の承認
- 四 定款の変更
- 五 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### 第14条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、必要がある場合には、臨時評議員会を開催することができる。

#### 第15条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### 第16条（決議）

評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 その他法令で定められた事項

#### 第17条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

### 第6章 役員

#### 第18条（役員の配置）

この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事3名以上20名以内
- 二 監事2名以内

2 理事のうち1名以上を代表理事とする。うち1名を理事長とする。

#### 第19条（役員の選出）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。代表理事が1名の場合は代表理事を理事長とする。代表理事が2名以上の場合は、理事会の決議によって、代表理事の中から理事長を選出する。理事会の決議によって理事の中から業務執行理事を選出することができる。この定款その他この法人の規則における、業務執行理事に関する規定は、業務執行理事が選出されたときのみ適用されるものとする。

#### 第20条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の報告については、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催された理事会にその報告をしなければならない。

#### 第21条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 第22条（役員任期）

理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### 第23条（役員解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### 第24条（報酬等）

理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

### 第7章 理事会

#### 第25条（構成）

理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### 第26条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定。この法人の業務（代表理事又は業務執行理事に委任した日常業務を除く）の執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

#### 第27条（開催）

理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

#### 第28条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときは、他の代表理事が理事会を招集する。

#### 第29条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### 第30条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第8章 定款の変更及び解散

#### 第31条（定款の変更）

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第9条についても適用する。

#### 第32条（解散）

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

#### 第33条（剰余金の分配／残余財産の帰属）

この法人は、剰余金の分配を行わない。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

第34条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 附則

- 1 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。
- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。